

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》 》 》 》 》 》 》 》 》 令和5年5月号 《 《 《 《 《 《 《 《 《

★令和5年税制改正（所得税・法人税）★

令和5年度税制改正法に関し、前月の経営情報あれこれ(令和5年4月号)では、相続・贈与税及び消費税改正について、紹介しました。

今月は、令和5年度税制改正に関し、所得税・法人税の改正について紹介します。

1、個人所得税

(1) 概要

個人所得税では、次の改正があります。

- ①NISA（小額投資の非課税）
- ②スタートアップ企業支援の創設・エンゼル税制拡充
- ③ストックオプション税制拡充
- ④高額所得者課税（3億3000万円超）の創設
- ⑤その他（海外転出課税等）

(2) NISA（小額投資の非課税）

令和6年1月1日から施行されるNISAに関する改正は、次のとおりです。

①概要

現行、非課税投資枠として、「一般NISA」（年間120万円）と「つみたてNISA」（年間40万円）のいずれかが選択できます。

しかし、改正では、年間360万円、総額1800万円までの株式・投資信託等の投資に関し、その受取配当、株式等の売却益が非課税となり、資産形成を助長する制度が利用できるようになります。

項目	改正前(一般NISA)	改正前(つみたてNISA)	改正後(新・NISA)
対象者	居住者等(18歳以上)	居住者等(18歳以上)	居住者等(18歳以上)
年間投資上限額	120万円	40万円	<つみたて投資枠>120万円 <成長投資枠>240万円 }併用可(最大360万円)
生涯非課税限度額	600万円	800万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長20年間	無期限
投資可能期間	2023年(令和5年)まで	2042年(令和24年)まで	2024年1月1日以降(恒久化)
投資可能商品	上場株式、上場新株予約権付社債、公募等株式投資信託等	(一定の)公募等株式投資信託	<つみたて投資枠>(一定の)公募等株式投資信託(注1) <成長投資枠>上場株式、公募等株式投資信託等(注2)

②新制度の内容

イ、現行の「つみたて NISA」(年間 40 万円) が、令和 5 年 12 月 31 日廃止

なお、令和 5 年 12 月 31 日までに現行の「一般 NISA」と「つみたて NISA」制度において、投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されます。

また、令和 5 年 12 月 31 日までに、ジュニア NISA で投資した商品は、5 年間の非課税期間が終了しても、18 歳になるまで非課税措置が受けられます(ジュニア NISA の口座開設は、令和 5 年 12 月 31 日で終了)。

ロ、NISA 制度の拡充・恒久化

(イ) 配当及び譲渡所得の非課税

新 NISA で保有する有価証券にかかる配当及び譲渡所得が非課税

(ロ) 口座開設期間 期限なし

(ハ) 対象年齢 18 歳以上

(3) スタートアップ企業支援の創設・エンゼル税制拡充

①改正前(課税の繰延べ)

これまでのエンゼル税制では、投資家が保有株式を売却してその売却益をスタートアップに再投資した場合、再投資の時点では当該売却益のうち再投資額分への課税が繰延べられ、再投資したスタートアップの株式を売却する際に、当該再投資分に相当する金額に対しての課税がなされていました(課税の繰延べのみ)。

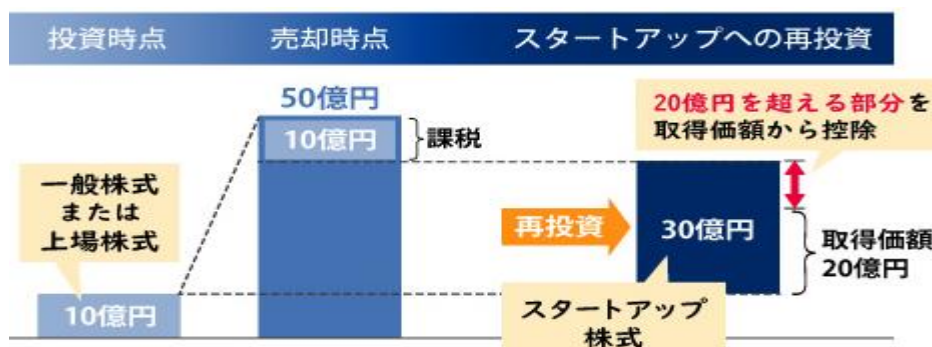
②改正(非課税+20 億円を超える部分課税の繰延べ)

これに対し、今回の見直しでは、次の 2 つのケースにおいて、

(イ) 当初の売却の売却益を用いて創業者が創業した場合

(ロ) エンゼル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資した場合

再投資したスタートアップの株式を売却する際に、課税が繰延べられていた再投資や創業に要した金額に相当する部分のうち 20 億円までは非課税とし、20 億円を超える部分は課税の繰延べとなります。



イ、創業段階での優遇

株式等を譲渡し、その資金を新会社(一定のスタートアップ中小企業)に出資し、創業した場合、株式の譲渡のうち 20 億円(出資額を限度)までは非課税になり、残りは課税の繰延べとなります。

(例) 取得価額 3 億円の株式を 30 億円で売却し、25 億円を新会社に出資した場合

$$\text{株式譲渡益} = 30 \text{ 億円} - 3 \text{ 億円} - 25 \text{ 億円} = 2 \text{ 億円}$$

ロ、出資株式を売却する段階での優遇

上記イにより取得したスタートアップ企業の株式の取得価額は、出資金額から出資金額のうち 20 億円を超える金額(この金額がマイナスの場合ゼロ)を控除した金額となります。

つまり、20 億円までの金額は非課税となり、20 億円を超える部分の出資額は課税の繰延べとなります。

$$\text{株式の取得価額} = 25 \text{ 億円} - (25 \text{ 億円} - 20 \text{ 億円}) = 20 \text{ 億円}$$

2、法人税

法人税では、次のような改正がなされました。

- ①オープンイノベーション促進税制の拡充(スタートアップ企業への投資促進)
- ②試験研究費の見直し
- ③中小企業投資促進税制(コインランドリー事業の排除)
- ④特定資産の買換え特例の縮減
- ⑤同族会社における株式を対価とする株式譲渡への課税
- ⑥暗号資産の評価方法の見直し等

(1) オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制とは、事業会社がスタートアップの株式を取得する場合に、取得金額の 25%を課税所得から控除できる制度です。

①改正前

これまで、オープンイノベーション促進税制は、新規発行株式の取得を対象としており、発行済株式の取得は対象外とされてきました。

②改正

改正では、スタートアップの出口戦略の多様化やスタートアップの成長に資する M&A を後押しするという観点から、事業会社がスタートアップの M & A を実施する際の発行済株式の取得に際しても所得控除できるとされました。

当該制度の適用を受ける場合、出資先のスタートアップ企業に関して、5 年以内に一定の成長投資や事業成長の要件を満たすことが求められており、そ

の要件を満たさなかった場合等には、所得控除分について一括で取り戻しされるものとされています。

(2) 同族会社における株式を対価とする株式譲渡への課税

①改正の趣旨

株式交付制度は、自社株を対価として他社を買収しやすくし、企業の成長につながる事業再編を促すことを目的としていましたが、実務では、上場準備会社の資本政策として、オーナーの相続税対策や自社の配当政策を目的とした資産管理会社の活用利用されてきました。

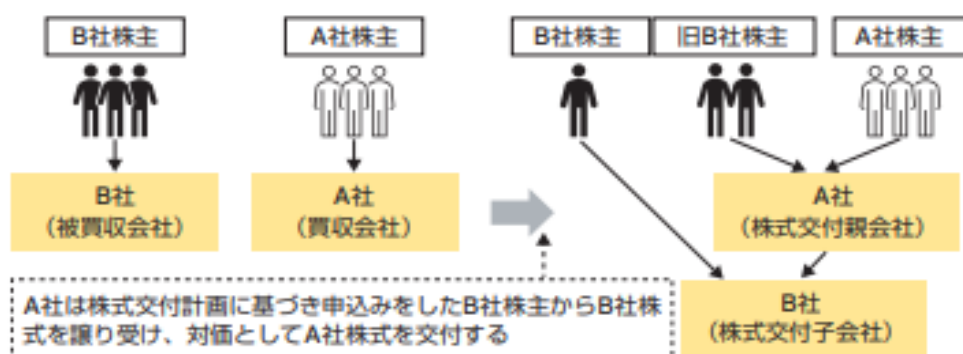
このため、令和5年度税制改により、令和5年10月1日から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合は、課税の繰延べの対象外(本制度の適用対象外)とされました。

②株式交換制度、現物出資制度、株式交付制度

会社法において、株式を対価にして子会社化するには株式交換(会社法2条31号)を用いるか、現物出資(会社法199条1項3号、207条)を用いる方法、株式交付制度があります。

イ、株式交付制度

株式交付制度は、持株比率50%超であればよく(完全子会社となることが要件されず)、譲渡株式の課税の繰延べができ、さらに被買収会社での手続きが不要であることから、実務界では、相続対策等として用いられてきましたが、今回の改正で、その適用は難しくなるといえます。



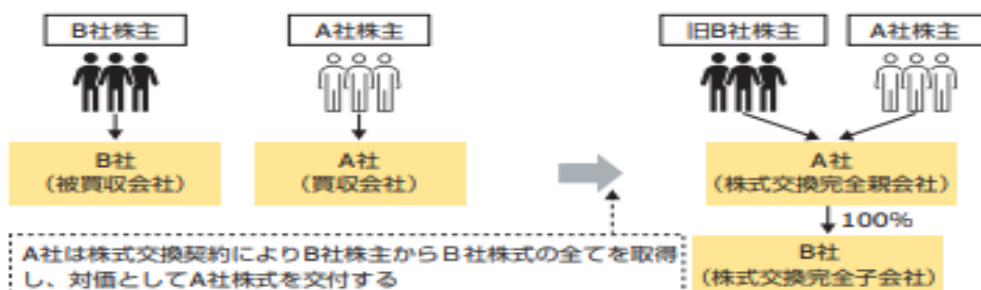
ロ、現物出資

現物出資では、検査役調査の負担や財産価額填補、有利発行規制などの問題点があり、実務ではほとんど用いられません。

ハ、株式交換

株式交換制度は、対象会社が外国会社である場合や完全子会社を意図していない場合などには用いることができません。

また、適格株式交換に該当する場合にのみ、株式譲渡益に関する課税の繰延べができ、非適格の場合には、時価課税となります。



(3) 暗号資産の評価

暗号資産の評価方法は次のようになります。

	会計上	法人税法上	
		現行法	改正案
活発な市場が存在する暗号資産	時価法 (※1)	時価法 (※1)	時価法 (※1)
以下の要件に該当する暗号資産 ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。 ② その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。 (イ) 他者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としてしていること。	時価法適用なし (※2)		原価法 (※4)
活発な市場が存在しない暗号資産	切り放し低価法 (※3)	原価法 (※4)	原価法 (※4)

3、国際課税

国際課税では、次のような改正があります。

- ① グローバルミニマム課税の創設 (7億5千万ユーロ以上の企業グループ)
- ② 外国子会社合算制度 (特定会社の租税負担率は、30%から27%に引下)
- ③ 非居住者がカジノで稼いだ所得が非課税となります。

★事務所から★

グローバルミニマム課税に関しては、制度の概要に関する冊子を作成しました。必要な方には、無料で配布させていただきます。また、税制改正については、冊子ができ次第、配賦の予定です。 (公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)